

4月号 (535号)

Xは、2021年4月にAと婚姻し、2022年5月にはAとの間に長男Bが生まれた。ところが、2023年6月にAと離婚し、XはBの親権者となってBを引き取った。2024年1月頃、Xは、勤務先の飲食店でYと知り合い、親しく付き合うようになった。同年3月頃にXとBがY宅に引っ越すかたちで、XらはYと同居を始めた。同年9月にXが妊娠していることが分かり、Yもそのことを知っていた。ところが、その妊娠が分かった頃から、Yは、Bに対し、行儀が悪いなどと言って、Bの頬を平手や手拳で何度も叩くなどの暴力をふるい、ときにBの頬が赤く腫れたり、鼻血が出ることもあった。しかし、Xは、そのようなYの短気な性格や暴力的な行動傾向を認識しつつも、Yとの間に子どもが生まれることもあり、Yとの関係を保つことを優先して、Bに対するYの暴力をとがめることも同居を解消することもしなかった。

2025年3月28日午後7時頃、夕食の際、Bが牛乳の入ったコップを倒したことにYが激高し、「立て！」と怒鳴り、Bの服を乱暴につかんでBを立たせ、Bの頬を平手で2回、3回と連続で叩いた。Bは泣きながら、「ごめんなさい」と言った。しかしYはBに言うことを聞かせようとする気持ちから、鼻血が出るくらいなら構わないと考え、Bの頬を平手でさらに強く叩いた。すると、Bの身体がタンスに向かって勢いよく倒れ、Bはタンスに頭を強くぶつけた。そのころ、Xは、台所で食器を洗っており、Yの怒鳴り声やBを叩く音、Bの泣き声を聞いて、YがまたBを叩いていると認識したが、頬が腫れたりすることはあるかもしれないが、死ぬことはないだろうと考えて何もせず、無関心を装っていた。しかし、タンスに頭をぶつけたような鈍い音を聞いたので、Bのもとに駆け付けたところ、Bは意識を失って倒れていた。Xはすぐに119番通報をして救急車を要請した。Bは、病院に運ばれて医師の治療を受けたものの、頭部をタンスにぶつけた際に生じた硬膜下出血により死亡した。

本件当時、Xは妊娠していたため、身を挺してYの暴力を制止することは困難であった。しかし、「やめて」などと言葉を発することでYの暴力を制止する行動に出ることは容易にできたし、それによってYの暴力を阻止することは相当程度可能であった。

XおよびYの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。